

景観まちづくり団体の活動継続状況とその特徴

正会員○牛 苗^{*1} 同 姫野 由香^{*2} 同 野村 優太^{*1}
同 野本 昂^{*1} 準会員 大堂 麻理香^{*3} 同 木原 郁乃^{*3}

7.都市計画—6.景観と都市設計 都市計画
市民活動団体 継続要因 都市規模 景観

1 研究の背景と目的

2004年景観法の施行により、景観まちづくり教育を行い、都市計画や景観まちづくりにワークショップや提案制度（景観法第六条）^{注1)}を利用して、住民が参画する事例が全国各地でみられるようになった。景観まちづくりを行うなかで、市民によるローカルルールの再構築や運用は極めて重要であり、市民が中心となって活動する団体がまちづくりにとってなくてはならない存在になりつつある。さらに、景観行政団体は景観法第92条^{注2)}に基づき、良好な景観形成に取り組む主体として、市民活動団体を景観整備機構に指定することが可能である。また、景観整備機構は事業者や景観行政団体と連携した取り組みを、より円滑に進めることができる。

しかし、これらの市民活動団体は、構成員、活動資金、事業内容などの様々な課題を抱えながら、専門家や自治体の助言を活用しつつ、その解決策を個々に模索してきたのが実情である。

そこで本報では、市民活動団体の目的、組織形態、活動内容、活動対象地域の人口規模などを調べることに、活動を継続している団体の特徴を明らかにすることを目的とする。その結果、今後の景観まちづくり事業の推進において市民活動団体が活動方針を考えるにあたり、有益な知見になると考える。

2 景観まちづくり団体の定義

本研究では、景観まちづくりに携わり、市民参加のある団体の活動内容を調査し、以下の①～③に当てはまる団体を「景観まちづくり団体」と定義した。

- ①地域で景観まちづくり活動^{注3)}を行っている団体
- ②景観まちづくり活動を行おうとしている団体
- ③以上①、②の団体などを支援する活動をしている団体（ただし、宗教活動、政治活動、営利を目的とする団体は除外）

3 研究の方法

本研究は景観まちづくり団体の全国的傾向を把握するため、具体的に以下の2点について研究を進める（図1）。

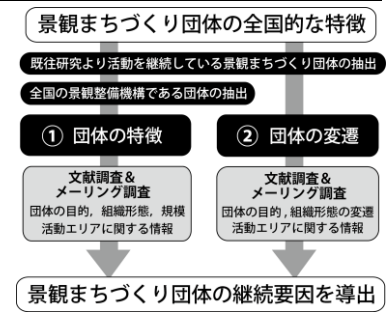


図2 研究フロー

①景観まちづくり団体の特徴

景観法施行直後に実施した2007年の調査結果をもとに、現在も活動している団体を確認する。さらに、全国の景観整備機構である団体を追加し、これらの団体の目的や組織形態、都市規模の傾向を明らかにする。

②景観まちづくり団体の変遷

景観法施行直後に実施した2007年の調査結果と2014年の調査結果を比較することで、現在も活動している団体の目的や組織形態の傾向を明らかにする。

4 景観まちづくり団体の抽出

本研究で対象としている景観まちづくり団体は以下の2つの方法より抽出する。

①2007年以降も活動を継続している団体の抽出

2007年の既往研究^{注4)}にて、調査対象としていた団体の2014年現在の継続状況を調査した。既往研究では、①町並みづくり・市民によるまちづくりに関する書籍を中心に抽出、②町並み保存運動やナショナルトラスト運動、文化財保護を目的とした団体を紹介しているWEBサイトから抽出、③全国NPO支援センターや各県庁にヒアリング・メーリングにより抽出、の3つの方法により、団体を抽出している。調査抽出した団体数の合計は568団体であった。これらの団体の2014年現在の存続状況を、各団体のWEBサイトや団体が所属・加盟している組織のWEBサイト及び団体の活動地域の都道府県にメールにより確認した。図2より、

2007年に年抽出された568団体のうち、2014年現在活動を継続している団体は451団体、解散した団体が47団体、活動中止の団体が20団体あった。また、上述の方法では確認できない団体が50団体あった。

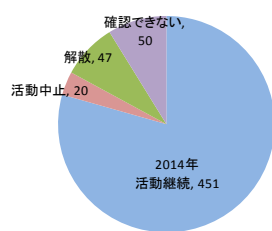


図2 景観まちづくり団体の存続状況

②景観整備機構である団体の追加抽出

2013年9月30日現在、景観整備機構に指定されている団体は全国に96団体である^{注5)}。また、96団体のうち、複数の景観行政団体から景観整備機構に重複して指定されている場合があるため、結果として、新たに54団体を抽出した。

以上の2つの方法より、景観まちづくり団体として、全国から505団体を抽出した。

5 景観まちづくり団体の特徴

前節で抽出した団体の主な目的、組織形態、文化財の選定状況を活動対象地域の都市規模ごとに表1に示す。

5-1 景観まちづくり団体の全国的な傾向

団体の目的を大きく4つに分けて整理した(表1)。全505団体のうち、「環境保全」を目的としている団体の数が最も多く244団体で、全体の48%を占める。次いで「町並み保存・再生」が207団体で、41%であることがわかった。このことより、「環境保全」や「町並み保存・再生」といった目的は景観まちづくり団体の主要な目的であると考えられる。

組織形態については「特定非営利法人」である団体が最も多く236団体で、全体の47%を占める。次いで「任意団体」が186団体で、37%である。それ以外の組織形態は団体数が少なく、いずれも10%に満たないことがわかった。このことより、団体の自由で自発的な活動に適した「特定非営利法人」や「任意団体」が景観まちづくり団体の主要な組織形態となっていることがわかる。

活動地域の文化財の選定状況に関しては、21%の団体の活動地域に「重要伝統的建造物群」が存在し、6%の団体の活動地域に「重要文化的景観」が存在していることがわかった。「重要文化的景観」は2005年に文化財保護法によって新たな文化財の1類型として定義された文化財であるため、「重要伝統的建造物群」の保全・活用に比べ、団体の数が比較的に少ないと考える。

5-2 都市規模別にみる傾向

5-2-1 都市規模別にみる団体数

団体の活動地域の人口などの都市規模は、団体数に何らかの影響があると考えられる。そこで、抽出された505団体の活動対象地域である都市を、人口規模と人口密度で分類し、団体数や目的、組織形態などの傾向を分析する。人口規模の区分の指標として、「市町村規模」、「特例・中都市規模」、「中核市規模」、「政令指定都市規模」の四つの都市規模に分類する^{注6)}(図3)。人口密度区分の指標として、小笠原義勝の方法^{注7)}による区分より、人口密度139.9~594.9人/km²を標準都市^{注8)}とする。標準都市とその前後で、三つに都市を分けた。最終的に、都市規模を12グループに分けた。

図4に都市規模ごとの団体数を示す。人口規模10万人以下の都市で、市町村規模である⑩、⑪、⑫は合計235団体で、最も多く、全体の47%を占める。また、過密都市である③、⑥、⑨、⑫は合計237団体で、全体の47%を占める。さらに、市町村かつ過疎都市である⑩は130団体で、全体の26%であった。以上のことから、人口密度の高い過密都市では、市民活動団体が多く活動しているが、人口規模10万人以下の市町村においてのみ、人口密度が低いほど、市民活動団体が多く活動していることがわかった。

5-2-2 都市規模別にみる目的の傾向

都市規模別で団体の目的の傾向を明らかにするため、10の都市規模に属している団体のうち、割合が最も高いものを、その都市規模の特徴的な目的として抽出した(表1、図5)。主な目的として抽出されなかった「文化財保護」、「自然景観保全」については、どの都市規模でよく活動している傾向にあるのかを把握するため、その目的うち、割合が最も高い都市規模を抽出した。図5より、「町並み保存・再生」を目的としている団体は、⑧、⑨、⑩の人口規模30万以下の都市に多くみられた。「文化財保護」を目的としている団体は、⑧の特例・中都市に多い。「自然景観保全」を目的としている団体は、②の都市に多い。「環境保全」を目的としている団体は、②、③、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫の多様な都市規模にあり、特に人口規模30万人以上の都市に多くみられた。以上のことから、人口の少ない都市では「町並み保存・再生」、「文化財保護」を目的としている団体が活動している傾向にあり、人口の多い都市

では、「自然景観保全」,「環境保全」を目的としている団体が活動している傾向にあることがわかった。

5-2-3 都市規模別にみる組織形態の傾向

都市規模別で団体の組織形態の割合や特徴を表1, 図6に示す。それぞれの都市規模に所属している団体のうち, 割合の最も高いものを, その都市規模の特徴的組織形態として抽出した。図6より「特定非営利法人」の団体はどの都市規模にも多く(30%以上)見られる。②の都市では「一般社団法人」が多く見られる。「任意団体」は⑤, ⑫の都市に多く見られる。以上の

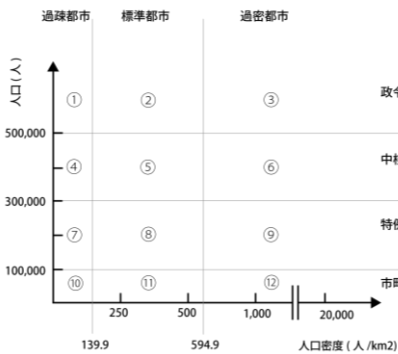


図3 都市規模の分類

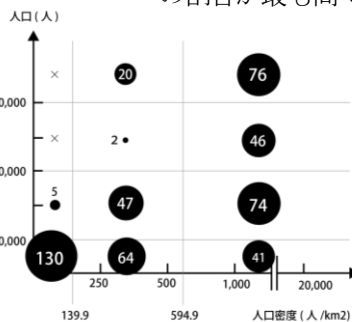


図4 都市規模別にみる団体数

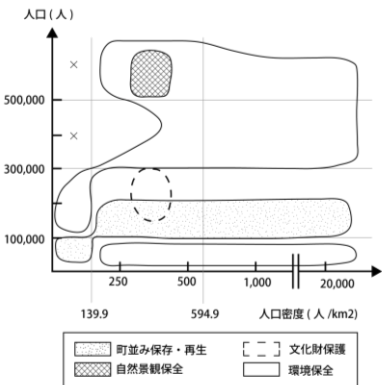


図5 都市規模別で見る目的

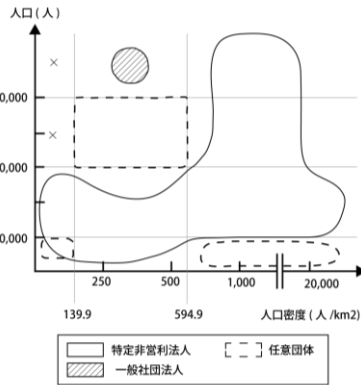


図6 都市規模別で見る組織形態

ことより, 人口規模が大きい都市では, 「一般社団法人」の団体が活動している傾向にあること, 人口規模が小さいが, 人口密度が高い都市では「任意団体」が活動している傾向にあることがわかった。特に「特定非営利法人」の団体はどの都市規模でも活動している傾向があることも明らかとなった。

5-2-4 都市規模別にみる文化財と目的の傾向

都市規模別で文化財が選定されている割合をみると(表1), ⑩の都市が最も高く, 全体の43%を占める。⑩の都市にある団体の目的のうち, 「町並み保存・再生」の割合が最も高く, 全体の49%を占める。このことより, 人口規模の少なく, 人口密度の低い都市では, 団体の活動地域に文化財が多く選定され, 「町並み保存・再生」を目的としている団体が多いと考えられる。

6 景観まちづくり団体の変遷

6-1 団体目的の変遷

図8より, 2014年現在は2007より, 団体の全ての目的の数が増加したが, 割合による大きな変化が見られなかった。さらに詳細にみると(表3), 84団体(19%)の目的が変遷している。そのうち, 「町並み保存・再生」から「町並み保存・再生+文化財保護」に変遷した団体が最も多く, 13団体である。このことより, 町並み保存・

表1 都市別にみる景観まちづくり団体の特徴

都市規模	景観整備機構 (A)	目的*					組織形態										文化財の選定状況	
		町並み保存・再生 (B/A)	文化財保護 (C/A)	自然景観保全 (D/A)	環境保全 (E/A)	特定非営利法人 (F/A)	一般社団法人 (G/A)	公益社団法人 (H/A)	一般財団法人 (I/A)	公益財団法人 (J/A)	任意団体 (K/A)	株式会社 (L/A)	その他 (M/A)	重要伝統的建造物群 (N/A)	重要文化的景観 (O/A)			
②	20(15)	5(25%)	5(25%)	7(35%)	17(85%)	6(30%)	7(35%)	4(20%)	1(5%)	0	2(10%)	0	0	0	0			
③	76(15)	22(29%)	15(20%)	12(16%)	49(64%)	36(47%)	6(8%)	2(3%)	2(3%)	5(7%)	23(30%)	1(1%)	1(1%)	9(12%)	0			
⑤	2(0)	0	0	0	1(50%)	0	0	0	0	0	2(100%)	0	0	0	0			
⑥	46(6)	14(30%)	10(22%)	4(9%)	33(72%)	22(48%)	2(4%)	1(2%)	4(9%)	1(2%)	16(35%)	0	0	10(22%)	6(13%)			
⑦	5(0)	2(40%)	0	1(20%)	3(60%)	4(80%)	0	0	0	0	1(20%)	0	0	0	0			
⑧	47(4)	23(49%)	13(28%)	4(9%)	18(38%)	22(47%)	2(4%)	0	1(2%)	0	19(40%)	2(4%)	1(2%)	7(15%)	1(2%)			
⑨	74(7)	35(47%)	12(16%)	17(23%)	34(46%)	44(59%)	4(5%)	1(1%)	0	3(4%)	20(27%)	0	2(3%)	11(15%)	6(8%)			
⑩	130(3)	63(48%)	27(21%)	36(28%)	39(30%)	56(43%)	4(3%)	2(1%)	3(2%)	4(3%)	56(43%)	2(1%)	3(2%)	46(35%)	10(8%)			
⑪	64(4)	25(39%)	15(23%)	12(19%)	30(47%)	31(48%)	2(3%)	1(2%)	1(2%)	0	26(41%)	3(5%)	0	16(25%)	4(6%)			
⑫	41(0)	18(44%)	10(24%)	8(20%)	20(49%)	15(37%)	0	1(2%)	0	3(7%)	21(51%)	1(2%)	0	5(12%)	1(2%)			
合計	505(54)	207(41%)	107(21%)	101(20%)	244(48%)	236(47%)	27(5%)	0	12(2%)	12(2%)	16(3%)	186(37%)	9(2%)	7(1%)	104(21%)	28(6%)		

*目的は以下のように定義する(目的のカテゴリは重複して選択される場合あり)。
 町並み保存・再生: 伝統的な町並みの保存・再生を目的とする団体, またはその地域の資源を守り, それを活かしたまちづくりを目的とする団体
 文化財保護: 単体の文化財・重要文化財の保護, また無形文化財(祭り・風習・食・伝統など)の保護を目的とする団体
 自然景観保全: 川・山・海・湿地などの自然景観保全を目的とする団体。また農村景観の保全もこれに含める
 環境保全: 市民のための生活環境の保全・向上, 治安維持, 活性化, インフラ整備などを目的とした団体

表3 団体の目的の変遷

分類	2007年	2014年	変遷数
タイプⅠ	1	2	1
	1	3	1
	1	4	2
	2	1	1
	3	1	1
	1+2	1+4	2
	1+4	1+2	1
	1+4	1+3	1
	2+3	1+2	1
	2+3	1+3	1
	2+4	1+4	2
	2+4	3+4	2
	1+3+4	1+2+3	1
計		17(20%)	
タイプⅡ	1	2+3	1
	1	1+4	3
	1	1+2	13
	1	1+3	1
	2	2+3	2
	2	1+2	3
	2	1+4	2
	2	2+4	2
	3	1+3	3
	3	3+4	1
	3	1+4	1
	4	1+4	7
	4	2+4	1
	1	1+2+3	2
	2	1+2+3	1
	2	1+2+4	1
	2	1+3+4	1
4	1+2+4	1	
1+3	1+2+3	1	
1+4	1+2+4	1	
2+3	1+2+3	1	
2+3	1+2+3+4	1	
計		50(60%)	
タイプⅢ	1+2	1	2
	1+4	1	7
	1+2	2	1
	2+3	3	1
	2+4	2	2
	1+2+4	2+4	2
	1+2+3	1+2	1
1+2+3+4	1+3+4	1	
計		17(20%)	
目的	1 町並み保存・再生 2 文化財保護 3 自然景観保全 4 環境保全	合計 84	

単位: 団体

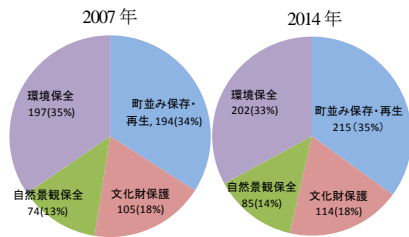


図8 団体の目的の割合の変遷

再生の活動を行いながら、単体の文化財も保護しようという目的の団体が増加している傾向にあることがわかった。また、それらの団体の目的の変遷について、一つの団体に対して、目的数の変遷がない団体をタイプⅠ、目的数が増加した団体をタイプⅡ、目的数が減少した団体をタイプⅢに整理した。タイプⅠは17団体で、全体の20%を占める。タイプⅡは50団体で、60%である。タイプⅢは17団体で、20%である。以上のことより、複数の目的で活動する団体が増加している傾向にあることがわかった。

6-2 団体の組織形態の変遷

図9より、2007年は、451団体のうち、任意団体(207団体)と特定非営利活動法人(209団体)が最も多く、同様に全体の46%である。2014年では、任意団体が15団体に減少し、「特定非営利活動法人」が11団体に増加した。このことから、法人格を取得している団体が増えてきたことがわかる。さらに詳細にみると、任意団体から公益的な法人格に変遷した団体が18団体

表2 団体の組織形態の変遷

団体組織形態の変更		
2007年(変更団体の数)	2014年変更後	変更数
任意団体 (18)	特定非営利法人	16
	公益社団法人	1
	公益財団法人	1
特定非営利法人 (7)	任意団体	3
	一般社団法人	1
	公益社団法人	1
	公益財団法人	1
社団法人 (6)	株式会社	1
	一般社団法人	4
	公益社団法人	1
財団法人 (13)	一般財団法人	1
	一般社団法人	4
	公益財団法人	8
	特定非営利法人	1

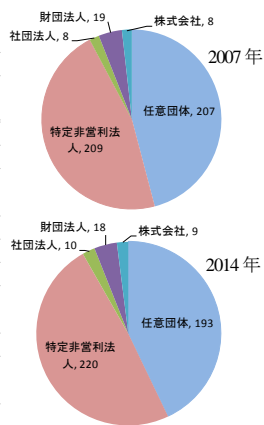


図9 団体の組織形態の変遷

ある。そのうち、16団体が「特定非営利法人」になっている。また「特定非営利法人」から無法人格の「任意団体」に3団体が変遷している。「社団法人」と「財団法人」については、2008年公益法人制度改革によって、現在の「一般社団・財団法人」、「公益社団・財団法人」のような変更を行ったと考えられる。

7 総括と課題

本研究では、景観法施行直後に実施した2007年から2014年現在までの団体の存続状況を確認し、活動を継続している団体を抽出した。さらに、全国の景観整備機構を加え、都市規模別に全国の景観まちづくり団体の特徴を整理した。また、活動を継続している団体の変遷の特徴をみた。その結果、人口の少ない都市では、「町並み保存・再生」を目的としている団体が多く活動している傾向がみられた。また、公益的な法人格を有する団体が全国各地に活動し、増加していることがわかった。さらに今後は、景観整備機構と指定されている団体について、景観整備機構に指定されることの効果を明らかにする必要があると考える。また、本研究で抽出された505団体の運営実態について、団体の構成員や資金調達などのより詳細な活動内容をアンケート調査により把握し、団体の継続要因を探る。

【補注】

- 1) 景観法第6条住民は、基本理念の通り、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 2) 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という)として指定することができる。
- 3) 景観まちづくり活動: 自然、歴史、文化、街なみなどを活用して住民などが自主的に参加して行うまちづくり活動
- 4) 白水高広「景観まちづくりに携わる市民活動団体の現状把握」平成19年度大分大学卒業論文
- 5) 2013年9月30日までに、景観法に基づき国道交通省より、景観整備機構は、全国97団体が指定された。しかし、各景観行政団体に確認したところ、うきは市役所のみ、指定はないと回答したため、96団体が抽出された。
- 6) 区分の基準は総務省が各種統計に用いている都市規模の設定に準ずる。
- 7) 小笠原義勝の方法で、第一に都市別(市)産業別人口構成比を算出し、産業別人口構成比ごとに都市数の頻度を求め、次に中央値から前後の都市数の1/3が含まれる数値区間を産業別に求め、いずれの産業についてもそれらの区間内に含まれる都市を標準都市とし、産業別構成比の大きい方から全部都市数の1/6が含まれる構成比をもつ都市を、当該産業の卓越した都市とする(都市計画p79より抜粋)。
- 8) 全国の市町村の人口密度(国勢調査2010年)を基に標準都市の範囲を求める(図3)。全国1968都市の人口密度の中央値は2572人/km²である。この中央値から前後の都市数の1/3(656都市)が含まれる数値空間、人口密度1399~5949人/km²を標準都市とする。

【参考文献】

- 1) 柿本奈美「景観まちづくりに携わる市民活動団体の現状把握」学術講演要覧集F-1、都市計画、建築経済・住宅問題 2008、949-950、2008-07-20
- 2) 松本彩花「全国における広域景観計画と景観形成の傾向：広域景観計画未策定地域における景観維持の方針を対象として」日本建築学会研究報告 九州支部3、計画系(53)、453-456、2014-03-01

*1 大分大学大学院工学研究科博士前期課程
*2 大分大学工学部福祉環境工学科・助教 博士(工学)
*3 大分大学工学部福祉環境工学科 学部長

Graduate Student, Oita Univ.
Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita Univ., Dr. Eng.
Undergraduate Student, Oita Univ.